

# 平成 30 年度公益財団法人さんりく基金 調査研究事業募集要項

## 1. 事業の目的

公益財団法人さんりく基金（以下「基金」という。）は、三陸地域の一層の復興及び復興の進展に応じた総合的な取組を推進することを基本とし、大学・研究機関等の知的資源を活かした三陸地域の振興に資するための実用性・事業性の高い研究事業に助成します。

## 2. 定義

この募集要項における用語は、次のとおりです。

- ア 「三陸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。
- イ 「大学等研究機関」とは、大学法人、公設試験研究機関、独立行政法人、公益法人をいう。
- ウ 「事業者」とは、三陸地域に所在する次に掲げるものをいう。

- ① 個人事業者
- ② 株式会社及び有限会社
- ③ 事業協同組合及び企業組合

## 3. 募集区分と助成要件は次のとおりです。

区分	タイプⅠ (大学等研究機関が実施)	タイプⅡ (大学等研究機関と事業者が連携して実施)
助成の目的	大学・研究機関等の知的資源を活かした三陸地域の振興に資するための実用性・事業性の高い研究への支援	
対象地域	三陸地域	
助成対象者	岩手県内に研究教育拠点を置く大学等研究機関	三陸地域の事業者または大学等研究機関
補助率及び補助額	10/10、補助上限：150万円	10/10、補助上限：150万円 ただし、事業者が整備する備品購入費・設備等設置費に関しては補助率 <u>4/5 以内</u> とし、1/5 については自己負担していただきます。
事業期間	交付決定の日から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで ※事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。	

※具体的な実用化・事業化への計画が立案されているなど「出口イメージ」が明確で、三陸地域への波及効果が高い事業を優先して採択します。

※助成金額は千円単位とします。

#### 4. 助成対象経費は次のとおりです。

対象経費	内容	備考	
直接経費	旅費	研究のための旅行に要する経費 (ただし、学会出席、研修会の参加等に要する経費は除く。)	・単価根拠を明確に示すこと。
	消耗品費・材料費	研究に必要な消耗品・材料購入費	・商品試作に要する材料購入費に対しては必要最小限に限る。
	通信・運搬費	郵送料、運送料	・使途の特定・限定が必要。
	手数料	手続等の手数料	
	賃借料	物品等の賃貸・リース料	
	外注費	大学・研究機関等において実施できない作業等の外注経費	・事業費の5割を超えないこと。
	備品購入費・設備等設置費	研究のための特に必要な備品・設備等に係る経費	・見積書の添付が必要。 ・耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円以上に限る。 ・パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等の汎用的備品は除く。
その他経費	上記に掲げるもののほか、特に必要な経費	・光熱水費を除く。	
間接経費	研究の遂行のために研究機関等が必要とする管理的経費で、直接経費の額の10%に相当する額とし、その使途については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に沿うものとします。具体的には、研究実施者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するための経費に充当できます。		

#### 5. 提出書類

提出書類
① 助成金交付申請書(様式第1号)
② 事業計画書(様式第2号)
③ 事業経費内訳書(様式第3号)
④ 事業スケジュール表(様式第4号)
⑤ 見積書の写し
⑥ 事業者概要(パンフレット等)

#### 6. 募集期限及び交付決定時期

募集期間(最終日必着)	交付決定予定時期
平成30年3月29日(木)～平成30年4月27日(金)	5月下旬

## 7. 助成金の請求・支払方法

- (1) 事業完了後、助成金請求書（様式第 10 号）に関係書類を添えて提出してください。
- (2) 特に必要があると認められるときは、交付決定額の 9 割を上限に前金払いを行うことができます。（ただし、1 回目の前金払いは交付決定額の 5 割を上限とします。2 回目以降の前金払いを請求する場合は、中間報告書の提出が必要となります。）

## 8. 審査委員会の開催

- (1) 審査委員会でのプレゼンテーションによる審査が必要となります。  
平成 30 年 5 月下旬予定 ※時間等の詳細については、別途通知
- (2) 申請が多い場合は、書類審査により選考する場合があります。
- (3) 事業終了後、成果報告会でのプレゼンテーションによる報告が必要となります。

## 9. その他

- (1) 共同研究を実施する大学等研究機関と事業者等は、採択後速やかに共同研究契約を締結してください。
- (2) 購入した備品について、別紙により備品管理台帳を作成、保管していただく必要があります。また、備品それぞれにシール等によりさんりく基金の助成である旨を表示してください。
- (3) 学会等での報告や論文掲載にあたっては、さんりく基金の助成事業である旨を積極的に PR していただくようお願いいたします。
- (4) 事業完了後 5 年間は「調査研究事業研究成果活用状況報告書」により、研究成果の活用について報告が必要です。

## 10. 問合わせ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 藤原・川村  
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県政策地域部地域振興室内  
TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219  
E-mail sanriku@mbr.nifty.com